九戸地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百二十号
㈢ 占用を制限する区域	志布志市志布志町安楽字水溜一八八番地内
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年四月四日
㈦ 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月三日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	二百二十号
㈢ 占用を制限する区域	垂水市新城字南上床五四二四番二から同市新城字落ヶ迫四四〇〇番１まで
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和八年四月四日
㈦ 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

公　告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年４月３日

東北地方整備局長　西村　拓

１　処分をした年月日　令和８年３月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社Ｎ．Ｙ．ＴＥＣ　岸本　将希　山形県鶴岡市丸岡字町の内309―１　国土交通大臣許可（般―07）第29622号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年３月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告